

議案第八四号

三朝町観光審議会に關する條例を次のように制定するものとする

昭和三十一年九月二十九日 提出

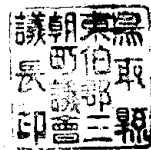
三朝町長 坂出 雅



昭和三十一年九月二十九日 議決

三朝町議会議長 天野 康

原案可決



昭和三十一年三朝町条例第

号

三朝町観光協議会に関する条例

第一條 三朝町観光事業、観光発展について必要なる事項を調査審議する為三朝町観光協議会

(以下協議会というを置く)

第二條 協議会は町長の諮問に応じ三朝町の総合観光について基本的計画を調査審議し又は

意見を具申する。

第三條 協議会の委員は十五名以内とする。

第四條 委員は該会議員内保団体の役員員及び学識経験者の中より町長が委嘱する。

2. 委員の任期は三年とする但し前欠委員、任期は前任者の残任期間とする。

第五條 協議会に会長一名及び副会長一名を置き委員の互選によって定める。

第六條 協議会は町長が招集し会長が議長となる。

第七條 協議会は必要に応じ専門部会を設ける事が出来る。

第八條 協議会が町長の任命又は委嘱によつて幹事若干名を置く事が出来る。

第九條 此の條令に定めるものの外運営に關し必要なる事項は規則で定める。

附 則

此の条例は公布の日から起し昭和三十三年十月一日より適用する。

